

フロン類対策に関する取り組み

佐賀県 県民環境部 環境課

フロン類対策の所管部署

- 本庁（環境課） 1
- 現地機関（保健福祉事務所） 5
 - 佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、杵藤

⇒本庁と現地機関の役割

- 充填回収業者登録等受付
- 充填回収量報告窓口
- 助言・指導
- 勧告・命令

⇒現地機関のみ

- 立入検査

登録状況について (H28.12現在)

- 第一種フロン類充填回収業者登録事業者数
486事業者
(県内142事業者、県外344事業者)
- 登録手数料 (5年ごとに更新)
新規、更新ともに5,000円

規則第49条に基づく 「都道府県知事が認める者」について

第一種フロン類充填回収業者は原則として、引き取ったフロン類を再生業者又は破壊業者に引き渡さなければなりません。

ただし、例外のひとつとして、フロン排出抑制法施行規則第49条第1号に基づき、都道府県知事が認める者に引き渡すことができます。

- フロン排出抑制法施行規則第49条第1号に基づき都道府県が認めた者（佐賀県では2事業者）
 - ・ 佐賀回収冷媒管理センター（佐賀市 諸富町）
 - ・ 株式会社FUSO 九州営業所（鳥栖市）

立入検査の実施

- 佐賀県では、第一種フロン類充填回収業者および第一種特定製品管理者に対する立入検査を実施し、法律に基づく取り組みが遵守されているかなどを確認しています。
- 立入検査先には、立入検査の前に、立入検査の目的、調査の内容（点検記録簿、機材の確認等）を説明し、日程を調整します。

立入検査の概要（業者）

- 点検記録簿のチェック
- 登録内容に変更がないかヒアリング
- 機材があれば確認
- 情報収集等
 - （フロン管理者への周知不足、資格の講習会受講状況など）

業者への立入検査 主なチェック項目（抜粋）

1. 登録事項等の確認
2. 引取義務を遵守しているか、
引取証明書の交付など
3. 引渡義務を遵守しているか、
再生証明書又は破壊証明書の回付など
4. 記録を適正に保存しているか
5. 充填、回収、運搬に関する基準に
適合しているか
6. 充填証明書、回収証明書について

立入検査の概要（管理者）

- 点検記録簿等の確認
- 管理者用の立入票をもとにヒアリング

しかし実際は・・・

- 制度を知らない、点検をしていない場合がある
- その場合には、管理者にパンフレットと点検記録表の様式を配布

管理者への立入検査 主なチェック項目（抜粋）

1. 管理している第一種特定製品を把握しているか
2. 適切な場所へ設置し環境の保全を行っているか
3. 機器の点検について
4. 修理しないまま充填していないか
5. 点検整備の記録・保存関係
6. フロン類算定漏えい量の報告について
7. 第一種特定製品の廃棄時におけるフロン類の引き渡しは適切に行っているか

立入検査の実施状況

- 平成27年度（H27.4.1～H28.3.31）
 - 第一種フロン類充填回収業者 19ヶ所
 - 第一種特定製品管理者 186ヶ所

フロン排出抑制法のお問合せ先

- 佐賀県 県民環境部 環境課 0952-25-7774
- 佐賀中部保健福祉事務所 0952-30-1907
- 鳥栖保健福祉事務所 0942-83-6820
- 唐津保健福祉事務所 0955-73-1179
- 伊万里保健福祉事務所 0955-23-2103
- 杵藤保健福祉事務所 0954-23-3506